

道路交通法の一部改正について（2024年11月1日施行）

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

自転車の運転中における携帯電話使用等（ながら運転）について

携帯電話等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者（携帯電話等を手で保持して、通話や表示された画像を注視した場合）

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合（自転車の「ながら運転」により交通事故等が発生した場合）

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転等について

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者

罰則：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「自転車運転中のながらスマホ」、「自転車の酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象となります！！